

「公平負担のための受信料体系の現状と課題に関する研究会」

第5回会合 議事要旨

1 日 時

平成19年9月3日（月） 10:30～12:00

2 場 所

総務省第1特別会議室（中央合同庁舎2号館8階）

3 出席者

（1）研究会構成員（敬称略、五十音順）

鳥居昭夫、中村清、新美育文、長谷部恭男、飛田恵理子、舟田正之、
山内弘隆、山下東子（8名）

（2）総務省側

小笠原情報通信政策局長、河内審議官、今林総務課長、吉田放送政策課
長、武田衛星放送課長、長塩放送政策課企画官、大澤放送政策課課長補
佐

4 議 事

（1）開会

（2）議題

論点整理

（3）閉会

5 議事の概要

事務局より、論点整理について資料に沿って説明。

（1）質疑、意見交換における構成員からの主な発言は以下のとおり。

【契約率等の算定の母数となる世帯数等の推計方法について】

- 推計の基礎となる統計を変更する場合、金銭コストと作業コストを勘案した場合、どちらが現実的であるか。

- 住民基本台帳と日本の世帯数の将来推計による世帯増加率に差異が生

じているが、過去の動きを見ることによって、いずれが信用できるかある程度評価することができるのではないか。

- 推計の基礎となる統計の利用は、国勢調査と住民基本台帳のどちらが実態に合っているのかという議論ではないか。
- 案の2について、住民基本台帳を利用することのメリットを更に記載した方が良いのではないか。
- 公的統計の数値をそのまま利用する案の1の方が一般視聴者には理解しやすい。
- 国勢調査と従来の推計方法による推計値に43万の誤差が生じているが、推計の際の誤差は少なく見積もっても30～40万と計算されるため、それほど大きな誤差ではなく、あえて現在の推計方法を変える必要性はないのではないか。
- 契約率の地域差が顕著であるとする公平負担の観点からは非常に大きな点であるが、NHKは、地域差について調査を行っていないのではないか。まずは、地域差について認識することが必要ではないか。

【NHKにおける受信料体系の見直しについて】

- 受信料体系の見直しの検討の視点ア～エの記述は、このような視点で良いのではないか。ただし、イの「一部の者への割引の導入により他者の負担に過剰な負担を強いる結果とはならないか」とウの前段「割引を導入することにより受信料収入が減収となり」の部分は、基本的に同じ内容となっている。
- 「ウについては、受信料収入が減収となる割引の導入が必ずしも否定されるものではないと考えます。」とあるNHKの考え方は基本的にそのとおりであるが、この考え方を主張する場合は、例えば弱者対策のためといったウの理由を上回る理屈が必要。
- 割引制度を導入する際には、基本的にレベニューがマイナスにならないという前提に立つことが必要。

- 事業所の大口割引を適用するしないはトレードオフ。どちらの方がより公平感があるかを考えた場合、公共放送の元々の理念からすれば、割引をしてでも国民が広く薄く負担することが公平と言わざるを得ないのではないか。
- 人口が減少している一方で世帯数は増加しており、現世帯の一人当たりの負担は増加している。この点、現在の受信料を今後も適用していくことが、果たして過去の大きな世帯と比較して公平なのか。

【衛星受信料体系について】

- フリーライダーにどれだけ目くじらを立てるのかという政策判断の問題。
- 例えば、受信機の購入領収書などは、一般消費者は紛失している可能性があり、公的な書類で証明させなくとも、少し緩めの条件設定で良いのではないか。
- まずは、スリム化と衛星放送を見たいと思わせる努力が必要。強制的な視聴者側からの書類の提示などの実務上の工夫については、いらぬトラブルを増すばかりではないか。また、受信料の徴収に行き過ぎがあったことを認め、「設備あり」でも見ていない人に対しては、お詫びしてから対応を行うべきではないか。
- 住環境などの外的な状況の変化による場合に衛星契約ではなく地上契約を締結することができるよう措置することは、受信契約の締結が選択制となり、一部有料放送に近づくことになるもので非常にセンシティブな問題ではないか。
- 今後、ワンセグ、PCなどのフリーライダーがはるかに大きな問題になると考えられ、フリーライダーの議論は、技術革新も考慮した議論に広げておくべきではないか。
- 視聴者の立場から考えた場合、実務上の工夫は非常に面倒ではあるが、諸事情を考慮するとこのような提案をすることはやむを得ないのではないか。また、証明を行うことによって、月額945円を支払わなくて済むというのは、視聴者としてはコストメリットがあるのではないか。

- テレビを購入する際にはBSチューナーを付加しないという選択肢がなく、三波共用機を購入したことによって、後から衛星受信料を支払ってくださいという論法は解せないので、将来的には、テレビ購入時に選択できるよう考えるべきではないか。

(2) その他

次回会合（第6回会合）は、平成19年9月21日（金）18：00からとし、取りまとめ（案）について行うこととした。